

諮問機関：丸亀市

諮問日：平成 28 年 1 月 25 日（28 生市第 360 号）

答申日：平成 28 年 3 月 16 日（平成 27 年度諮問第 5 号）

件名：平成 27 年 11 月 13 日に発行した「改製原戸籍謄本の請求書」の部分開示決定に関する件

## 答 申

### 1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

丸亀市長（以下「実施機関」という。）が、平成 27 年 11 月 13 日に発行した「改製原戸籍謄本の請求書」（以下「本件対象個人情報」という。）を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 22 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が平成 27 年 12 月 7 日付で行った本件処分について、一部を取り消し、請求者の氏名、住所及び使用目的部分の開示を求めるものである。

### 3 異議申立てに至る経過

- (1) 申立人は、「丸亀市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、本人通知制度の事前登録をしていた。
- (2) 平成 27 年 11 月 16 日、第三者に対して、申立人の情報を含む改製原戸籍謄本及び除籍謄本（以下「戸籍謄本等」という。）を交付したとして、実施機関は要綱に基づき、住民票の写し等交付通知書を申立人に送付した。
- (3) 平成 27 年 12 月 3 日、申立人は戸籍謄本等を誰が取得したかについて、条例第 12 条の規定の基づき、「平成 27 年 11 月 13 日に発行した改製原戸籍謄本の請求書」の開示請求を行った。
- (4) 平成 27 年 12 月 7 日、実施機関は請求者の住所氏名等を一部非開示とした個人情報開示決定等通知書を申立人に送付した。

#### 【非開示とした情報】

- ・請求者の住所、氏名、生年月日
- ・請求した戸籍謄本の筆頭者氏名、本籍、必要とする戸籍に記載された人の氏名、

戸籍に記載された人との続柄（直系尊属又は卑属であることは開示）

- ・改製原戸籍謄本に記載されている戸籍を必要とする人の氏名と請求者との続柄
- ・戸籍に記載された人の出生から死亡までの記載がある戸籍が必要であることから、直系尊属の除籍謄本の筆頭者の氏名、本籍、戸籍に記載されている人の氏名、戸籍に記載されている人と請求者の続柄

【開示した情報】

- ・請求された戸籍の種類及び部数
- ・請求者の本人確認を運転免許証で行った事実
- ・改製原戸籍謄本の筆頭者氏名、本籍

- (5) 平成 28 年 1 月 19 日、申立人は、実施機関の一部非開示決定を不服とし、個人情報異議申立書を提出した。

#### 4 実施機関の説明の要旨

申立人は、要綱に基づく本人通知制度に事前登録しており、実施機関からの通知により、戸籍謄本等を第三者に交付した事実を知ったものである。その後、申立人から戸籍謄本等が交付された際の戸籍謄本等交付請求書の開示請求がなされ、実施機関では第三者の住所・氏名等個人情報にかかる部分を、条例第 13 条第 2 号の非開示情報に該当するため、一部非開示として開示決定を行った。

戸籍謄本等の交付を請求できる者は、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号。以下「法」という。）第 10 条及び第 10 条の 2 で次のように定められている。（概要）

- (1) 戸籍に記載されている者等による請求（法第 10 条）

ア 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属（法第 10 条第 1 項）

- (2) 第三者請求等（必要とする理由を明らかにしなければならない。）（法第 10 条の 2）

ア 第三者請求（法第 10 条の 2 第 1 項）

(1)アに規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができるものとする。

(ア) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合

(イ) 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

イ 公用請求（法第 10 条の 2 第 2 項）

ウ 弁護士等による請求（法第 10 条の 2 第 3 項）

一方、要綱第2条第2項第3号では、「第三者」とは、「法第10条第1項の規定により住民票の写し等を請求するものの代理人」と規定されている。本件対象個人情報である請求者は、戸籍に記載されている者の直系親族であることから、要綱で規定する「第三者」に該当せず、申立人に通知する必要がなかったことが判明した。

申立人は自己の個人情報が一方的に取得されたと主張するが、請求者の行った戸籍謄本等の請求は、法第10条第1項に基づく正当な自己の情報の請求を行ったものであり、「第三者」が一方的に取得したケースには該当しないと考えられる。

## 5 審査会の意見

当審査会は、実施機関及び申立人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

### (1) 審査会の基本的な考え方

条例第13条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る自己個人情報が次の各号のいずれかに該当する情報である場合又は開示請求に係る自己個人情報に非開示情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該自己個人情報を開示しなければならない。」と規定されている。本件対象個人情報で非開示とされ、申立人が異議を申し立てた情報は、請求者の氏名、住所部分の開示であるところ、同条第2号に規定される「本人以外の者に関する情報が含まれている個人情報」であることから、この情報を開示することにより、「当該本人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある」かについて、判断していくものとする。なお、使用目的については、全部開示されているから、異議は認められない。

### (2) 審査会の判断の理由

本件対象個人情報の請求者は、戸籍に記載されている者の直系親族であることから、要綱で規定する「第三者」には該当せず、自己の情報の正当な請求であると認められる。また請求時には法第10条の3に則り、運転免許証による本人確認を行ったうえで交付されており、不正取得でないことも明らかである。

よって、請求者の個人情報を申立人に開示することは、請求者の正当な権利利益を害するおそれがあるものに当たると言える。

以上より、本件対象公文書は、条例第13条第2号に規定する非開示情報に該当するため、結論のとおり判断した。

なお、要綱第1条では、「住民基本台帳法又は戸籍法の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の

抑止及び防止を図ることを目的とする。」と規定している。

今回の請求者は、要綱第2条第2項の「第三者」には該当しないため、住民票の写し等交付通知の対象ではなかったものと認められる。今後は、関係法令をしっかりと理解し、事務の運営を図られたい。

## 6 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

- ① 平成28年 1月25日 諮問書の受理
- ② 平成28年 2月24日 審査会（申立人意見聴取）